

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第82号

## カニの電話勧誘、トラブルも

この季節、カニなどの魚介類の購入を勧誘する電話が増えます。電話勧誘で商品を購入する場合、実物を自分の目で確認できないため、トラブルになることがあります。

### 【県内事例①】

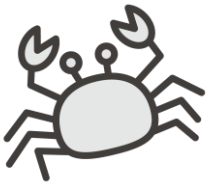
県外の業者から「ズワイガニの水揚げ量が全国一になったから半額で提供できる」と電話があった。初めは値段を言わず、半額になるとしか言わなかったが、いろいろ話しているうちに「ズワイガニ2キロ4万円が2万円になる、さらに1万5千円に値下げする」と言われ契約した。弟に相談して、インターネットで業者の電話番号を調べると、詐欺業者との情報があったので解約したい。  
(60代女性)

### 【県内事例②】

電話で勧誘され、カニを注文。宅配便で商品が届き、その場で代金を支払った。しかし、中身を確認すると、注文したものとサイズが異なっていたので、業者に連絡し、返金を希望すると承諾された。商品は宅配業者に渡し返品したが、期日になっても返金されない。業者に連絡するが、留守番電話になってつながらない。  
(60代女性)

### アドバイス

1. 勧誘されても、必要がない場合はきっぱり断りましょう。
2. 電話勧誘によって断り切れずに承諾した場合は、法的書面を受け取った日を含めて8日以内はクーリング・オフができます。
3. 断ったにも関わらず商品が届いた場合は、受け取り拒否をしましょう。
4. 困ったときは消費生活センターにご相談ください。



©KANAGAWA2013

☎ 高知県立消費生活センター 088-824-0999